

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県緑化推進委員会（以下、「本会」という。）定款第30条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、本条各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であり、職務の遂行に当たって負担した費用とは区分される。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事には、職務執行の対価として、定例報酬（月額）を支給することができる。

- 2 税理士資格を有する監事には、定例報酬（年額）を支給する。
- 3 第1項の規定は、本会職員を兼ねる常勤理事には適用しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤理事の報酬は、別紙の支給基準額表の年額支給限度額を基準（限度額）として総会の決議によるものとし、具体的な月額（定期同額報酬）の支給金額は、理事会の決議によるものとする。

- 2 税理士資格を有する監事に支給する定例報酬（年額）は、別紙の支給基準額表の年額支給限度額を基準（限度額）として総会の決議によるものとする。

(費用)

第5条 本会は、役員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また必要金額が確定しており前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は本会の職員に対する給与規程第5条の規定に準ずるものとする。

(支給方法)

第6条 常勤理事に対する報酬等の支給並びに費用の支払については、本会の職員に対する給与規程第9条第1項の規定に準ずるものとする。

- 2 税理士資格を有する監事に対する定例報酬（年額）は、毎年度、現金支給する。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、認定法第5条第13項に定める報酬等の支給の基準として、認定法第20条第2項に基づき、公表するものとする。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、総会の決議を経て行う。

(附 則)

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
3. この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別 紙) 報酬支給基準額表

1. 常勤理事の報酬支給基準
年額支給限度額 1,800,000円
2. 税理士資格を有する監事の報酬支給基準
年額支給限度額 50,000円

※ 年額支給限度額とは、最大で支給できる限度の金額を意味する。